

施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項
工程関係	○ 1 他の工事の開始又は完了により、施工時期、全体工期等に影響がある。 他の工事名 : 他の工事の工期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ○ 2 関係機関等との協議の結果、次のとおり条件が付され、当該工事の工程に影響がある。又は、関係機関等との協議に未成立のものがある。 関係機関等 : 影響範囲 : 施工時期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 施工時間 : 施工方法 : 協議成立見込 : その他 : ○ 3 本工事は、余裕期間設定工事である。 工事着手期限日: 契約締結日の翌日から起算して 日以内 工事に着手できない (条件指定)期間: 契約締結日の翌日 ~ 令和 年 月 日 <u>※工程以外の事項については特記仕様書を参考のこと。</u> ○ 4 本工事区間内には埋蔵文化財(または○○(県市)文化財)がある。そのため、工事着手前に○○(県市)○○課との立会による確認が必要である。 なお、工事中に遺構又は遺物等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、速やかに監督職員に報告すること。 ○ 5 本工事の工期は出水期間(6月1日から10月31日)を含んでいる 出水期間中は河川区域における工事は行ってはならないが、以下に示す工種等(以下に掲げる工種のうち●を記したもの)においてはこの限りではない。 なお、この場合において、別途特記仕様書に記載する「出水期間中の現場管理及び施工」に係る事項を遵守すること。 ○ 準備・後片付け(直接工事で計上するもの以外を対象とする。既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること) ○ 河道掘削・浚渫工(河道の状況や河川特性を十分に留意すること) ○ 天端舗装工(既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること) ○ 工事用道路工・管理用道路工(既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること) ○ 土砂運搬工(河道内の仮置土は出水時に流下阻害とならないこと) ○ 根固め(乱積み)工(河道内において製作している根固は出水時に流下阻害とならないこと(型枠等含む)) ○ その他監督職員が承諾した工種 ● 6 出水期間中の工事の全部又は一部の施工の一時中止について 出水期間については、受発注者で協議の上、工事の全部又は一部の施工を一時中止する手続きを行うことが出来る。また、出水期間中に工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、契約工期の終期日の変更は行わない。 但し受注者の責に帰すことが出来ない事由による工期の延長等についてはこの限りではない。 ○ 7 その他 内容

施工条件書 (●:適用する ○:適用しない)	
項 目	事 項
用地関係	○ 1 工事用地等に未処理部分があるので、監督職員と協議の上、立ち入り等を行うこと。 場 所 、 範 囲 : 処理見込み時期 : ● 2 本工事において、受注者が施工上必要とする営繕用地(受注者の現場事務所、休憩所、資材置場、駐車場等)は、受注者自らが準備し、確保すること。 また、その用地選定にあたっては原則民有地を確保することとし、民有地の確保が困難で、やむを得ず官有地に設置等を計画する場合は、事前に監督職員と協議の上、占用申請等必要な手続きを行うこと。 ○ 3 仮設道路、仮設ヤード等の指定がある。 官地民地の別 : 面 積 : 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 役 務 費 の 有 無 : ○ 4 その他 内容
公害・環境対策関係	○ 1 施工方法等において、公害防止の為の制限がある。 対 象 工 種 : 対 象 箇 所 : 制 限 内 容 : ○ 2 騒音・振動等の測定を指定する箇所がある。 対 象 工 種 : 対 象 箇 所 : 制 限 内 容 : ○ 3 地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する。 内 容 : ○ 4 河川土工等で、河川を汚濁させる場合は事前に協議のうえ、その対策の措置を講ずること。 ○ 5 水替・流入防止施設が必要である。 対 象 工 種 : 対 象 箇 所 : 制 限 内 容 : ○ 6 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする。 対 象 工 種 : 対 象 箇 所 : 時 期 : 処 理 施 設 : 排水の水質目標値 : 排 水 場 所 : ● 7 当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する。 ○ 8 本工事の着手前と完成後に、付近の家屋及び工作物等の外観調査を行い、工事による影響を把握すること。なお、調査方法、範囲等については、監督職員と協議すること。 ○ 9 その他 内容

施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項																																						
安全対策関係	● 1 一般の車両・歩行者の通行の影響を受けるため、交通誘導警備員を配置する必要がある。 ○ (1) 一般的な工事の場合 交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし配置場所は監督職員と協議するものとする。 ○ (2) 栃木県公安委員会告示第54号で定める路線の場合 交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。また、警備員の配置場所は監督職員と協議するものとする。 ○ (3) 図面により配置を指定した場合 工事の施工にあたっては、別添図面のとおり交通誘導警備員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように十分注意して施工するものとする。 ● (4) 交通誘導警備員の計上 交通誘導警備員は下表のとおり見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合等は別途協議する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">現場条件</th><th colspan="3">交通誘導警備員A</th><th colspan="3">交通誘導警備員B</th></tr> <tr> <th>日数</th><th>配置</th><th>人数</th><th>日数</th><th>配置</th><th>人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人)</td><td></td><td></td><td></td><td>28</td><td>2</td><td>56</td></tr> <tr> <td>2</td><td>夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>24時間勤務 (うち交替要員○人)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 延べ <u>56</u> 人 〔 昼 <u>56</u> 人 夜 <u> </u> 人 〕 ○ 2 鉄道、ガス、電気、水道等の施設と近接する工事であるため、施工方法等に制限がある 内 容 : ○ 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設の計上がある。 内 容 : ○ 4 発破作業等の制限、又は保安設備、保安要員の配置指定がある。 内 容 : ○ 5 昼夜の通行車両、自転車歩行者、飛び石防止等の安全確保をすること 内 容 : ○ 6 その他 内容	区分	現場条件	交通誘導警備員A			交通誘導警備員B			日数	配置	人数	日数	配置	人数	1	昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人)				28	2	56	2	夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人)							3	24時間勤務 (うち交替要員○人)						
区分	現場条件			交通誘導警備員A			交通誘導警備員B																																
		日数	配置	人数	日数	配置	人数																																
1	昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人)				28	2	56																																
2	夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人)																																						
3	24時間勤務 (うち交替要員○人)																																						
工事用道路関係	○ 1 一般道路を搬入路として使用するには次の制約がある。 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある。 搬 入 経 路 : 使用期間、時間帯 : (2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である。 処 置 内 容 : (3) 本工事周辺道路の損傷を把握するため、着手前と完成後に現地調査を行うこと。 処 置 内 容 : ○ 2 仮設道路を設置する。 (1) 仮設道路の安全施設が必要である。 内 容 : (2) 仮設道路の維持補修が必要である。 内 容 : (3) 工事終了後の処理 : ○ 在置 ○ 撤去 ○ 3 その他 内容																																						

施工条件書 (●:適用する ○:適用しない)									
項 目	事 項								
仮設備関係	☐ 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を、次年度にわたり使用又は他の工事に転用もしくは兼用する。 内 容 : ☐ 2 仮設備の構造及びその施工方法を次のとおり指定する。 内 容 : ☐ 3 その他 内容								
建設副産物関係	☐ 1 建設発生土処理場所 ☐ 指定処理(A) 残土の処理場所 : 運搬距離 _____ km ☐ 指定処理(B) 設計上、残土の処理場所は、____kmの範囲内に処理すると見込んでいるが、発注後、監督職員と協議する。 ☐ その他 本工事は『栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則』に基づく土壌試験を必要とする工事である。(29項目の試験) ☒ 2 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体及び再資源化の実施について適正な措置を講ずること。 ☒ (1) 本工事で発生する建設廃棄物は、設計上、次の施設に持ち込むことを見込んでいる。 再生資源化施設(Co塊、As塊) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">処理品目: ● Co塊 ● As塊</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: center;">(株)塚田建材</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">所在地: 真岡市清水839 運搬距離: 9 km</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">処理品目: ○ Co塊 ○ As塊</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; text-align: center;">施設名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">所在地: 処理施設所在地 運搬距離: _____ km</td> </tr> </table> 再生資源化施設(建設発生木材) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">処理品目: ○ 建設発生木材</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">所在地: _____ 運搬距離: _____ km</td> </tr> </table> ただし、上記は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。 ☐ (2) 特定建設資材を、材料として使用する工事である。 ※特定建設資材:コンクリート、コンクリートと鉄筋を含む建設資材、木材、アスファルト ☐ 3 舗装版の切断時に発生する濁水の適正な処理 本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき適正に処理しなければならない。 また、下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。 積算上の処理施設: ○○○会社(○○○市○○) 運搬距離 _____ km ☐ 4 建設汚泥の処理(舗装版切断時に発生する濁水を除く。) 下記の処理施設は、積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。ただし、建設汚泥については「栃木県建設汚泥処理施設名簿」より適切な施設を選定すること。 積算上の処理施設: ○○○会社(○○○市○○) ※「栃木県建設汚泥処理施設名簿」は、栃木県ホームページに掲載されている。 ホーム＞県政情報＞庁舎・組織の案内＞県土整備部 >技術管理課>4. その他情報＞栃木県建設汚泥処理施設名簿について http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/kensetsuodei.html	処理品目: ● Co塊 ● As塊	(株)塚田建材	所在地: 真岡市清水839 運搬距離: 9 km	処理品目: ○ Co塊 ○ As塊	施設名	所在地: 処理施設所在地 運搬距離: _____ km	処理品目: ○ 建設発生木材	所在地: _____ 運搬距離: _____ km
処理品目: ● Co塊 ● As塊									
(株)塚田建材									
所在地: 真岡市清水839 運搬距離: 9 km									
処理品目: ○ Co塊 ○ As塊									
施設名									
所在地: 処理施設所在地 運搬距離: _____ km									
処理品目: ○ 建設発生木材									
所在地: _____ 運搬距離: _____ km									

(●:適用する　○:適用しない)

5/5